

改正案	現行
<p>(受験願書)</p> <p>第三条 公認会計士試験を受けようとする者は、第一号様式による受験願書に写真及び整理表を添付し、公認会計士試験を受けようとする場所を管轄する財務局長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。次項において同じ。）を経由して、審査会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公認会計士法（以下「法」という。）第九條第三項の申請は、第九條第二項の書面の写しを、法第十條第二項の申請は、第九條第三項の書面の写しを、それぞれ第一項の受験願書に添付してしなければならない。</p> <p>(試験免除の申請等)</p> <p>第五條 法第九條第一項若しくは第二項又は第十條第一項の申請は、第二号様式による公認会計士試験免除申請書を会長に提出してしなければならない。</p>	<p>(受験願書)</p> <p>第三条 公認会計士試験を受けようとする者は、受験願書に写真及び整理表を添付し、公認会計士試験を受けようとする場所を管轄する財務局長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。次項において同じ。）を経由して、審査会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公認会計士法（以下「法」という。）第十條第二項の申請は、第七條第三項の書面の写しを第一項の受験願書に添付してしなければならない。</p> <p>(試験免除の申請等)</p> <p>第五條 法第九條第一項若しくは第二項又は第十條第一項の申請は、公認会計士試験免除申請書を会長に提出してしなければならない。</p>

2 (略)

3 第一項に規定する申請があつた場合において、当該申請に係る試験を免除し、又は免除しないこととしたときは、会長は、第三号様式又は第四号様式によりその旨を申請者に通知しなければならない。

4・5 (略)

(実務経験による短答式試験科目の免除)

第七条 公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。)第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号(第三号、第四号及び第十四号から第十六号を除く。)に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。

一 上場会社等(証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第二十七条の二各号に掲げる有価証券(証券取引法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。)の発行者をいう。)

二 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の二第一項に規定する大会社

三 国

四 地方公共団体

2 (略)

3 第一項に規定する申請があつた場合において、当該申請に係る試験を免除し、又は免除しないこととしたときは、会長は、その旨を申請者に通知しなければならない。

4・5 (略)

(新設)

-
- 五 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関であつて、法令の規定により公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない法人
- 六 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
- 七 農林中央金庫
- 八 日本郵政公社
- 九 年金資金運用基金
- 十 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- 十一 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 十二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十五条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人
- 十三 第一号及び第二号並びに第五号から第十二号に準ずる法人であつて、法令の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない法人
- 十四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十三条の十五に規定する農業協同組合中央会
- 十五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条に規定する漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会
- 十六 企業会計の基準の設定、原価計算の統一若しくは監査基準の
-

- 2 | 設定その他の企業会計制度又は監査制度の整備改善を行う法人
施行令第一条の二に規定する会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に定める法人の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号及び第二号並びに第五号から第十三号に掲げる法人
当該法人の財務書類の調製に係る事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務並びに当該法人の内部における会計に関する監査に係る業務
 - 二 国又は地方公共団体の機関 前項第一号及び第二号並びに第五号から第十三号に掲げる法人の会計に関する検査若しくは監査（直接従事する場合に限る）、又は企業会計の基準の設定、原価計算の統一若しくは監査基準の設定その他の企業会計制度若しくは監査制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）若しくは業務
 - 三 前項第十四号に掲げる法人 農業協同組合法第七十三条の三十八第一項の農業協同組合監査士として行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査
 - 四 前項第十五号に掲げる法人 水産業協同組合法施行規則（昭和五十八年農林水産省令第四十五号）第十六条の水産業協同組合監査士として行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合の監査
 - 五 前項第十六号に掲げる法人 企業会計の基準の設定、原価計算の統一若しくは監査基準の設定その他の企業会計制度又は監査制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務

を除く。)又は業務

(認定基準の公告)

第八条 審査会は、施行令第一条の三に規定する認定の基準を定めるときは、官報で公告する。

(試験合格者等の公告等)

第九条 会長は、公認会計士試験に合格した者に、法第十二条の規定により当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名及び受験番号を官報で公告する。

2 会長は、法第八条第一項の短答式による試験に合格した者に、当該試験に合格したことを証する書面を交付するとともに、その者の受験番号を官報で公告する。

3 (略)

(新設)

(試験合格者等の公告等)

第七条 会長は、公認会計士試験に合格した者に、法第十二条の規定により当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名を官報で公告する。

2 会長は、法第八条第一項の短答式による試験に合格した者に、当該試験に合格したことを証する書面を交付するとともに、その者の氏名を官報で公告する。

3 (略)

平成 年 公認会計士試験受験願書

※ 受 験 番 号

財 務 局
 財 務 支 局 第 号
 総 合 事 務 局

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

平成 年 公認会計士試験を受験したいので申込みます。

収入印紙貼付
 〇〇,〇〇〇円
 (消印しないこと)

ふりがな	生年月日		〒	
氏 名	明治	年 月 日		現住所
	大正			
昭和	平成 (年齢 才)	(TEL)		
ふりがな	性別	男 ・ 女	連絡先	
旧 姓	[改姓年月 年 月]		[上記の現住所欄の電話番号以外で緊急の場合等の連絡先(電話番号)を必ず記入すること。] (携帯 ・ 勤務先 ・ 帰省先 ・ その他 ・ なし) (TEL)	

[旧姓欄は、願書に記載した氏名と添付書類の氏名が異なる場合のみ記入すること。]

公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所

氏 名

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目
3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

添 付 書 類

上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

第三号様式

(日本工業規格 A 4)

第 号

公認会計士試験免除通知書

平成 年 月 日

殿

公認会計士・監査審査会会長

印

平成 年 月 日付で提出された公認会計士試験免除申請書について
審査した結果、下記の試験について免除することとしましたので、通知します。

記

第四号様式

(日本工業規格 A 4)

第 号

公認会計士試験を免除しないことの通知書

平成 年 月 日

殿

公認会計士・監査審査会会長

印

平成 年 月 日付で提出された公認会計士試験免除申請書について
審査した結果、下記 1 の試験については下記 2 の理由により免除しないことと
しましたので、通知します。

記

1. 免除しない試験 (科目)

2. 免除しない理由